

登別市通学路交通安全プログラム

登別市教育委員会
通学路安全推進協議会

1. 登別市通学路交通安全プログラム策定の背景

平成24年4月以降、登下校中の児童等の列に自動車が突入し、死傷者が発生する痛ましい事故が全国で相次いで発生したことから、文部科学省から都道府県教育委員会に対し「学校の通学路の安全確保について（依頼）」（平成24年5月1日付け24文科ス第93号）がありました。また、国土交通省・警察庁・文部科学省の3省庁が連携して対応策を検討し「通学路における緊急合同点検等実施要領」を作成し、関係機関が連携して通学路の安全確保を講じるよう、各省庁から関係機関へ依頼（文部科学省から都道府県教委へは、平成24年5月30日付け24ス学健第6号）があったところです。

これを受け、登別市では、平成24年7月30日・8月1日に登別市教育委員会、道路管理者（北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部、登別市都市整備部）、北海道札幌方面室蘭警察署、学校等の関係機関の職員が一同に会し、現地調査を行うなど、「通学路における緊急合同点検」を実施し、各小学校から報告のあった21カ所について、現状及び課題を把握しました。

その後、平成24年10月2日に「緊急合同点検を受けた対策検討協議会」（参加者は、登別市教育委員会、道路管理者（北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部、登別市都市整備部）、北海道札幌方面室蘭警察署、登別市市民生活部、学校）を開催し、危険箇所として報告のあった21カ所のうち対策が必要であると判断した18カ所について、対策メニューを検討し、道路の補修や看板設置、交通安全指導の徹底など具体的な対策に結びつけてきました。

今後も引き続き子どもたちの登下校時の安全確保に向けた取組を実施するため、このたび、関係機関と連携体制を構築し、「登別市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、子どもたちが安全に登下校できるように通学路の安全確保を図っていきます。

【参考：「通学路」について】

通学路とは、児童等が通学の際に利用する道路のうち、法令等に照らして一定の要件を満たしていると学校が認めた区間について、通学する時間帯を設定しており、学校が指定しています。

【参考：通学路の設定及び道路の安全確保に係る法令等（一部抜粋）】

○学校保健安全法（昭和三十二年四月十日法律第五十六号）

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

○学校安全参考資料『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』（文部科学省著作権所有、平成13年発行、平成22年改訂）の別表3

（通学路の設定）

通学路の条件

- ・できるだけ歩車道の区別がある
- ・区別がない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒等の通行を確保できる
- ・遮断機のない無人踏切を避ける
- ・見通しの悪い危険箇所がない
- ・横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、又は、警察官等の誘導が行われたりしている
- ・犯罪の可能性が低い など

○交通安全対策基本法（昭和四十五年六月一日法律第百十号）

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（道路等の設置者等の責務）

第五条 道路、鉄道、軌道、港湾施設、漁港施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

2. これまでの経緯「緊急合同点検」による通学路の危険箇所の確認

「学校の通学路の安全確保について（依頼）」（平成24年5月1日付け24文科ス第93号）を踏まえ、小学校を対象に平成24年5月に通学路の危険箇所についての調査を実施し、その後の「緊急合同点検」及び「緊急合同点検を受けた対策検討協議会」において、対策が必要であると判断された18カ所について次のとおり整理分類しました。

- (1) 道路の構造（歩道がない、幅員が狭い、見通しが悪い等）
- (2) 交通安全施設（横断歩道、ガードパイプ等）・規制関係
- (3) その他

【参考：対策が必要と判断された通学路の危険箇所の内容別箇所数 平成24年10月現在】

学校名	箇所数	(1) 道路の構造	(2) 交通安全施設・規制関係	(3) その他
幌別小学校	6	5	1	0
幌別西小学校	2	2	0	0
幌別東小学校	2	1	1	0
青葉小学校	0	0	0	0
鷲別小学校	1	1	0	0
若草小学校	2	1	0	1
登別小学校	3	2	1	0
富岸小学校	2	0	2	0
合計	18	12	5	1

※同一箇所複数回答があるものは、(1)道路構造、(2)交通安全施設・規制関係の順に優先してカウント

3. 「対策検討協議会」による検討と対応

平成24年10月2日に「緊急合同点検を受けた対策検討協議会」を開催し、各小学校から危険箇所として報告のあった21カ所のうち18カ所について、対策が必要であると判断し、下記のとおり対策メニューを検討しました。検討した対策メニューは下記のとおりです。

対策メニュー案	対策別箇所計
歩道の整備・交通安全施設設置等のハード整備対応	2
交通安全指導（街路指導等）・交通規制等のソフト整備対応	14
ハード整備及びソフト整備対応	2
本プログラムの対象箇所数	18

4. 登別市通学路交通安全プログラムについて

子どもたちが安全に登下校できることを目的に、3つの目標を掲げ関係機関が連携して通学路の安全確保を図っていきます。

(1) 目標

- ① 行政は通学路の安全対策を推進し、子どもの安全を確保します。
- ② 学校が中心となって安全教育を進め、子どもが自ら安全を確保できるようにします。
- ③ 市民と協働し、子どもが安心して通学できるようにします。

(2) 推進体制

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進協議会」を設置しました。本プログラムは、この協議会で議論し、策定しました。関係機関が連携して、子どもたちが安全に登下校できるように通学路の安全確保を図っていきます。

【登別市教育委員会】

学校の学校安全計画の策定や通学路指定に関し、指導・助言及び安全教育の推進を支援するとともに、安全確保に向けて関係機関への要請・調整に取り組みます。

【道路管理者（北海道開発局室蘭開発建設部室蘭道路事務所、北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部、登別市都市整備部）】

所管する道路に関し、学校が指定する通学路の歩道の整備や防護柵の設置などの安全確保に取り組みます。

【北海道札幌方面室蘭警察署】

子どもたちの安全な登下校のために、道路の交通安全施設整備、交通規制、交通安全指導、取締などに取り組みます。

【登別市市民生活部】

関係機関・組織と連携し、道路の安全施設整備、交通規制、交通安全指導、防犯などの取組から、子どもたちの安全確保対策に取り組みます。

【学校】

より安全な通学路を指定した上で学校安全計画に基づき危険箇所を把握し、安全教育や登下校時の安全指導を徹底します。また、関係機関・組織と協議して改善を要請します。

(3) 取組方針及び取組内容

継続的に通学路の安全を確保するため、定期的な危険箇所の追加要望や、対策方法の変更、補修箇所の把握をし、プログラム等の見直しを行っていきます。

【通学路の安全を確保するためのPDCAサイクル】

【Plan】

・通学路の危険箇所の確認

学校は、長期休業期間（学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日）に通学路の危険箇所を確認します。また、保護者や地域住民（学校評議員等）と連携を図りながら、危険箇所を把握します。

・「通学路安全推進協議会」の開催

登別市教育委員会は、「通学路安全推進協議会」を開催し、上記①の危険箇所の現状及び課題を把握します。対策が必要であると判断された危険箇所については、対策メニューを検討します。

本協議会については、年1回、学校の夏季休業期間に開催することを基本としますが、早急な対応や対策メニューの検討等が必要な場合は、その都度開催します。また、必要に応じて保護者や地域住民を含めて開催します。

・合同点検の実施

「通学路安全推進協議会」は、対策が必要であると判断された危険箇所について、対策メニューを検討します。また、合同点検の実施が必要な場合は、登別市教育委員会、道路管理者、北海道札幌方面室蘭警察署、学校等が合同点検を実施します。

【Do】

・対策メニューの実施

危険箇所に応じて歩道の整備・交通安全施設設置等のハード整備対応や交通安全指導（街路指導等）・交通規制等のソフト整備対応など対策メニューを実施します。

【Check】

対策メニュー実施後の危険箇所等について、評価・検証を実施することで、対策効果の把握に努めます。

【Action】

対策メニュー実施後も、危険箇所等の状況や対策効果の把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

(4) 対策メニュー一覧表、対策箇所図の公表

学校毎の危険箇所の状況や課題、対策メニューについては、関係機関で認識を共有するために学校ごとの「対策メニュー一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。